

第2部

ビジョンの実現に向けた 施策の展開

第1章 ビジョンと基本方針

第1節 船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン

超高齢社会の到来とともに、医療・介護を必要とする高齢者が大幅に増加し、世帯構成ではひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯も急増しています。今後、特に団塊の世代が75歳以上になる令和7年以降、その流れはさらに強まっていくと考えられます。

令和元年度に実施した高齢者生活実態調査結果では、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるために必要なサービスとして、「介護をしている家族等への支援」や「24時間対応の在宅医療・訪問介護看護サービスの充実」、「高齢者向け施設の充実」、「介護予防サービスの確保」等が上位に挙げられており、地域包括ケアシステムを構築する「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」の5分野においてサービスが一体的に提供されることが求められています。

本市では平成24年度より、「すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』の実現」を目指し、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齢者保健福祉・介護ビジョンとし、団塊の世代が75歳以上となる令和7年までに、地域包括ケアシステムを構築するために、各施策を推進してまいりました。

第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画においても、ビジョンを達成し、かつ、継続させるため5つの基本方針により、地域包括ケアシステムの構築の実現を目指し、より充実した高齢者施策の推進を図ります。

【船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン】

すべての高齢者が、自分らしく
それぞれの生きがいを持ち、
住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる
「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現

地域包括ケアシステムの構築
健やかで、安心して暮らし続けられる 船橋を目指して

第2節 船橋市の目指す地域包括ケアシステム

本市では、「地域包括ケアシステム」を実現するため、5つの基本方針として、「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」を設定し、各施策を推進します。

平成26年度より「船橋市地域包括ケアシステム推進本部」を設置し、5つの基本方針ごとに立ち上げた専門部会において、課題の整理や進捗管理など、地域包括ケアシステム構築に向けた検討を行っています。

基本方針1 住まい

住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備

すべての高齢者が安全に安心して暮らせるまちとは、すべての市民が安全に安心して暮らせるまちといえます。

安心して生活できる住環境を整備していくために、バリアフリー化された住宅（高齢者の生活に支障のない住宅）の促進等、高齢者が暮らす住宅の改修に加え、市営住宅の優先入居の制度を活用して、住宅の確保に配慮が必要な高齢者が入居しやすくなる取り組みも引き続き行います。

また、高齢者が地域でいつまでも安心して暮らせるような居住支援体制を構築するため、平成29年5月に船橋市居住支援協議会を設置し、同年7月より住まい探し等の相談窓口として「住まいるサポート船橋」を開設しています。

基本方針2 予防

介護予防の推進で“健康寿命日本一のまち”

今後一層の増加が見込まれるひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者などが住み慣れた地域で安心して生活を続けていくには、一人ひとりが疾病予防・介護予防の必要性に気づき、日常生活の中で自らが健康づくりに取り組むことができるよう普及啓発を図ることや、社会活動への参加の促進による介護予防を進めていくことが求められます。

要支援・要介護状態になる前の段階から効果的な介護予防を推進し、高齢者が生き生きと健やかに過ごしていくために、地域一体となって介護予防や健康づくりに対する取り組みを自主的かつ日常的な取り組みとして実践し、定着するよう周知活動を行います。

また、介護予防・日常生活支援総合事業を展開し、高齢者一人ひとりがそれぞれの生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような機会や体制を構築していきます。

基本方針3 生活支援

助け合い活動などの支援体制づくりの推進

国が検討している地域包括ケアシステムのあり方においては、自助を基本としながら共助・互助、公助の順で取り組んでいくことの必要性が示されています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自助、共助・互助、公助の視点から、市民・地域・行政による連携と協働が不可欠です。

そこで、友人や近隣住民、ボランティアの方々の主体的な取り組み等、隣近所の助け合いの関係が周りに広がり、民間の力を借りて様々なサービスと連携及び協力して地域を支えるような仕組みの充実を図ります。

平成30年度に市内24地区コミュニティ全てに生活支援コーディネーターの配置が完了しました。今後生活支援コーディネーターを活用し、助け合い活動などの支援体制の強化に努めます。

介護保険以外のサービスとして、高齢者の多様な支援ニーズを踏まえつつ、サービスを必要とする高齢者に的確にサービスが提供されるよう、様々な生活支援サービスの提供体制の整備に取り組めます。

また、高齢者が生きがいを持って、地域の中や地域を越えて様々な活動をしていくためには、安心して外出でき、安全で快適に行動できるよう、公共交通機関等による移動手段が確保されていることと高齢者が移動しやすい環境が整えられることが必要であるため、交通が不便な地域にお住まいの方や高齢者の移動手段を確保・充実することに加え、近隣に買い物をする場所がない地域には、移動販売サービスを提供し、住みやすい環境を整備します。

基本方針4 介護

いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立

サービスを必要とする高齢者が、いつでも安心して必要なサービスを利用できるよう、利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立を図ります。

介護保険サービスにおいては、適正な施設整備や介護人材の質と量の確保等に努めるとともに、介護保険制度の円滑な利用を促し、利用者がスムーズにサービスを利用できるよう、事業者情報の提供等に努めます。

また、病気を抱えても24時間365日を通じて必要なサービスを利用できれば住み慣れた地域での生活を継続することができます。そのために安心・安全な生活を営む上で必要となる、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の整備に取り組みます。

加えて、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ります。各日常生活圏域において地域包括支援センター等が地域ケア会議を円滑に運営することで、地域の課題を把握し、地域住民へ適切なサービスを提供できる体制を整えます。生活支援サービスにおいては、地域での支え合いやボランティア、NPO等様々なサービス主体が一体となることで、サービスが必要とされる高齢者の方へ提供できるよう地域ケア会議を推進し、体制づくりを進めます。

さらに、在宅ケア（在宅介護）を進めていくために、介護保険サービスや生活支援サービスを提供するとともに、介護をしている家族の介護負担の軽減を行う必要があります。今後、高齢者世帯の増加を踏まえ、より一層の介護者への支援を図ります。

令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、認知症高齢者や要介護（要支援）認定者等、何らかの支援や介護を必要とする高齢者も増加することが見込まれるため、地域での見守りと支え合い、そして、関係機関の連携による認知症対策の推進を図ります。また、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるまちになるために、関係機関と連携しサービスの充実を図ります。

基本方針5 医療

医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立

「地域包括ケアシステム」の構築のためには、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう限られた医療・介護資源を有効的に活用し、必要なサービスを継続的かつ一体的に受けられることが必要不可欠となります。

今後、医療の必要性の高い要介護者が増加する一方で、病院・施設を増やすことは困難であることから、在宅療養者が増えることが予想されます。そうした状況に対応するためには、在宅医療を担当できる医師等の人材の確保が重要となるため、在宅医等養成研修を検討していきます。

リハビリテーションについては、高齢者の身体の機能が低下したときに、その機能や日常生活における様々な活動の自立度をより高めるため、サービスの充実を図ります。また、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指す観点も踏まえ、計画的に提供できる体制の構築を目指します。

本市では、医療・介護関係団体及び行政により構成された船橋在宅医療ひまわりネットワークにて、医療・介護その他の在宅医療に関係する方々の緊密な連携協力体制の整備や医療・介護人材の知識・技術の向上のための様々な研修を実施しています。

また、保健福祉センター内にある在宅医療支援拠点ふなぼーとにて、在宅医療に関する市民や医療・介護関係者からの相談に応じています。

第3節 施策の体系

本計画の目指す高齢者保健福祉・介護ビジョンを実現するための施策体系は次のとおりです。

ビジョン	基本方針	施策群
地域包括ケアシステムの構築 <small>健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して</small>	1. 住まい 住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備	住宅の質の向上 多様な住まいの確保 居住の支援の充実
	2. 予防 介護予防の推進で ”健康寿命日本一のまち”	活動の場の提供 健康づくりへの支援 介護予防の推進
	3. 生活支援 助け合い活動などの支援体制づくりの推進	生活支援サービスの提供 移動支援 地域での支え合い体制の確立
	4. 介護 いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立	介護サービスの量の確保 介護サービスの質の確保 多様なサービスの提供 地域包括支援センターの機能強化 認知症対策の推進 介護サービスの円滑な利用
	5. 医療 医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立	在宅医療の推進 地域医療連携の推進 看護職の確保 地域リハビリテーションの推進 歯科口腔保健の推進

第2章 基本方針別の事業

第1節 各基本方針の施策一覧

【施策一覧（目標値あり）】（★印の項目は重点項目）

基本方針 1. 住まい

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<施策群> 住宅の質の向上					
★自立支援のための住宅のバリアフリー化等の支援	住宅バリアフリー化等支援事業助成件数	200件	200件	200件	住宅政策課
★分譲マンションの共用部分のバリアフリー化等の支援	分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成件数	10件	10件	10件	住宅政策課
高齢者住宅改造費助成事業	助成件数	130件	136件	141件	高齢者福祉課
<施策群> 多様な住まいの確保					
★親世帯・子育て世帯近居同居の支援	親世帯・子育て世帯近居同居支援事業助成件数	50件	50件	50件	住宅政策課
<施策群> 居住の支援の充実					
★高齢者の住まいに関する情報提供	住まいの講演会参加人数	50人	50人	50人	住宅政策課
★持ち家の活用	マイホーム借上げ制度説明会参加人数	50人	50人	50人	住宅政策課
★高齢者の住み替え支援	高齢者住み替え支援事業助成件数	13件	13件	13件	住宅政策課
★ひとり暮らし高齢者の見守り	緊急通報装置設置台数	2,014台	2,083台	2,146台	高齢者福祉課
	声の電話訪問事業実利用者数	63人	65人	67人	
	声の電話訪問事業訪問回数	3,282回	3,387回	3,491回	
★居住支援サービスの向上	「住まいるサポート船橋」による賃貸物件成約件数	40件	60件	60件	住宅政策課 地域包括ケア推進課

基本方針 2. 予防

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<施策群> 活動の場の提供					
★ふなばしシルバーリハビリ体操の推進	シルバーリハビリ体操指導士養成講座開催数	6回	6回	6回	健康づくり課
	シルバーリハビリ体操指導士養成数	180人	180人	180人	
	シルバーリハビリ体操延指導士数	910人	1,090人	1,270人	
	シルバーリハビリ体操延上級指導士数	10人	15人	15人	
	シルバーリハビリ体操指導士により開催される延体操教室数	115か所	135か所	155か所	
★公園を活用した健康づくり事業の実施	公園を活用した健康づくり事業実施公園数	46か所	50か所	54か所	地域保健課
老人福祉センター	延年間利用者数	355,000人	355,000人	355,000人	高齢者福祉課
老人憩の家	施設数	35か所	35か所	35か所	高齢者福祉課
	延年間利用者数	46,000人	46,000人	46,000人	
老人クラブ	クラブ数	236クラブ	236クラブ	236クラブ	高齢者福祉課
	会員数	12,000人	12,000人	12,000人	
老人生きがい広場	施設数	5か所	5か所	5か所	高齢者福祉課
	延利用者数	11,000人	11,000人	11,000人	
高齢者いきいき健康教室	実参加高齢者数	815人	815人	815人	高齢者福祉課
市民スポーツ教室	教室数	9~10教室	9~10教室	9~10教室	生涯スポーツ課
	延利用者数	1,300人	1,300人	1,300人	
<施策群> 健康づくりへの支援					
★特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上及び健診結果の活用、セルフマネジメント支援	特定健康診査受診率	56%	58%	60%	健康づくり課
	特定保健指導実施率	50%	55%	60%	

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<施策群> 健康づくりへの支援					
★市内飲食店等における健康的な食事提供による食環境の整備	市民の健康づくり支援に取り組む飲食店等店舗数	100 店舗	100 店舗	100 店舗	地域保健課
栄養相談	栄養相談利用者数	800 人	800 人	800 人	地域保健課
成人期の歯科健康診査の実施	成人歯科健康診査受診率	9 %	9 %	9 %	地域保健課
★健康ポイント事業	参加者数	8,900 人	10,200 人	11,500 人	健康政策課
後期高齢者健康診査	後期高齢者健康診査受診率	49.5%	50.5%	51.5%	健康づくり課
高齢者健やか活動支援事業	開催回数	4 回	4 回	4 回	高齢者福祉課
	延参加人数	250 人	250 人	250 人	
健康教育	健康教育利用者数	13,000 人	13,000 人	13,000 人	地域保健課
健康相談	健康相談利用者数	10,000 人	10,000 人	10,000 人	
在宅介護支援教室	開催回数	85 回	80 回	80 回	包括支援課
<施策群> 介護予防の推進					
★介護予防ケアマネジメントにおける自立支援の推進	検討会議事例数	144 事例	144 事例	144 事例	包括支援課
ふなばし市民大学校「いきいき学部」	実学生数	370 人	370 人	370 人	社会教育課
	延講座数	350 件	350 件	350 件	
公民館の高齢者対象講座	高齢者学級数	26 学級	26 学級	26 学級	社会教育課
	高齢者対象講座数	70 講座	72 講座	74 講座	
	高齢者学級の実参加者数	3,900 人	3,900 人	3,900 人	
	高齢者対象講座の実参加者数	4,900 人	5,040 人	5,180 人	
活動拠点整備事業	拠点での事業実施回数	1,711 回	1,711 回	1,711 回	地域福祉課

基本方針 3. 生活支援

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<施策群> 生活支援サービスの提供					
★移動販売支援事業	移動スーパーの累計延利用者数	13,000人	14,000人	15,000人	商工振興課
★生活・介護支援サポーター事業	サポーター登録人数	360人	360人	360人	高齢者福祉課
	利用登録者数(高齢者宅)	589人	617人	641人	
軽度生活援助員の派遣	実利用者数	580人	580人	580人	高齢者福祉課
	派遣時間数	15,000時間	15,000時間	15,000時間	
ファミリー・サポート・センター	実利用会員数	690人	690人	690人	高齢者福祉課
	実協力会員数	180人	180人	180人	
	利用件数	3,000件	3,000件	3,000件	
高齢者等食の自立支援事業(配食サービス)	延配食数	11,600食	11,600食	11,600食	高齢者福祉課
	利用登録者数	170人	176人	181人	
	栄養管理サービス訪問回数	803回	833回	855回	
	栄養管理サービス利用者数	107人	111人	114人	
寝具乾燥消毒サービス	実利用人数	160人	160人	160人	高齢者福祉課
	延派遣回数	1,400回	1,400回	1,400回	
日常生活用具の給付	自動消火装置給付数	22件	22件	22件	高齢者福祉課
	電磁調理器給付数	70件	70件	70件	
	シルバーカー給付数	160件	160件	160件	
補聴器購入費用助成事業	助成件数	100件	100件	100件	高齢者福祉課
介護用品の支給等	実支給人数	2,816人	2,925人	3,041人	高齢者福祉課
訪問理美容サービス	実利用者数	30人	30人	30人	高齢者福祉課
	延訪問回数	60回	60回	60回	
緊急一時支援事業	延派遣回数	20回	20回	20回	高齢者福祉課
家族介護慰労金の支給	延支給人数	5件	5件	5件	高齢者福祉課
★人材確保・ボランティアの掘り起こし	たすけあいの会	58団体	60団体	62団体	地域福祉課
	ボランティア数	2,600人	2,800人	3,000人	
ふれあい収集事業	対象世帯数	300世帯	350世帯	400世帯	資源循環課

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<施策群> 移動支援					
★高齢者支援協力 バスの活用	利用登録者数	7,500人	7,600人	7,700人	道路計画課
	延利用者数	23,500人	24,000人	24,000人	
★駅改札内外のバリ アフリー化	整備実施駅数	4駅	0駅	0駅	道路計画課
★バス待ち環境の改 善（バス上屋・ベ ンチ設置）	停留所施設整備数 国・県道	1か所	1か所	1か所	道路計画課
	停留所施設整備数 市道	1か所	1か所	1か所	道路建設課
高齢者福祉タクシー	延交付者数	9,501人	9,950人	10,360人	高齢者福祉課
	延利用枚数	60,806枚	63,678枚	66,303枚	
<施策群> 地域での支え合い体制の確立					
★地域ケア会議の 推進・地域課題 への取り組み	個別ケア会議 開催回数	118回	131回	144回	包括支援課
	全体会議開催回数	100回	100回	100回	
	講演会開催回数	15回	16回	17回	
ミニデイサービス事業 補助金交付事業	実施回数	749回	749回	749回	地域福祉課
ふれあいいきいきサロ ン事業補助金事業	実施回数	676回	676回	676回	地域福祉課
保健と福祉の 総合相談窓口事業	延相談件数	22,500件	22,500件	22,500件	地域福祉課
ひとり暮らし高齢者等 見守り活動支援 事業	見守り対象高齢者数	3,000人	3,000人	3,000人	高齢者福祉課
<施策群> その他					
★高齢者を狙った 犯罪・消費者 被害への対策	出前講座	32回	32回	32回	消費生活 センター
	消費者月間記念 講演会	1回	1回	1回	
	民生委員等研修会	10回	10回	10回	
	消費生活モニター 事業	9回	9回	9回	
	生き活き展の開催	1回	1回	1回	
	くらしの情報の発行	3回	3回	3回	
	老人福祉センター 定期出張相談・啓発	56回	56回	56回	
	消費者安全確保 地域協議会	1回	1回	1回	

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<施策群> その他					
成年後見制度利用 支援事業	後見人報酬助成件数	93件	97件	101件	高齢者福祉課
成年後見制度普及 事業	開催回数	2回	2回	2回	包括支援課
	参加者数	300人	300人	300人	
★高齢者虐待防止 の体制	運営委員会開催回数	2回	2回	2回	包括支援課
	担当者会議開催回数	12回	12回	12回	
	事例検討数	20件	25件	25件	
	研修会開催回数	2回	2回	2回	
高齢者虐待防止の 周知と啓発	虐待に係る相談件数	3,180件	3,430件	3,460件	包括支援課

基本方針 4. 介護

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<施策群> 介護サービスの質の確保					
★介護人材の確保	新規就業者数	100人	100人	100人	介護保険課
★介護保険訪問看護 職員雇用促進事業 の実施	補助対象常勤換算数	1,050人	1,050人	1,050人	介護保険課 地域包括ケア 推進課
介護相談員派遣事業	介護相談員延派遣 件数	552件	552件	552件	高齢者福祉課
	派遣施設数	46か所	46か所	46か所	
生活・介護支援サポ ーター事業	登録施設数	10か所	10か所	10か所	高齢者福祉課
介護支援専門員 研修事業	介護支援専門員研修 会参加者数	200人	200人	200人	包括支援課
	介護支援専門員研修 会開催数	1回	1回	1回	
	主任介護支援専門員 研修会参加者数	100人	100人	100人	
	主任介護支援専門員 研修会開催数	1回	1回	1回	
<施策群> 地域包括支援センターの機能強化					
★在宅介護支援セン ターから地域包括 支援センターへの 移行	地域包括支援センター 設置数	13か所	14か所	14か所	包括支援課
	地域包括支援センター 相談件数	52,700件	57,100件	57,500件	
	在宅介護支援センター 相談件数	14,600件	13,800件	13,900件	
★地域ケア会議の 推進・地域課題 への取り組み 【再掲】	個別ケア会議 開催回数	118回	131回	144回	包括支援課
	全体会議開催回数	100回	100回	100回	
	講演会開催回数	15回	16回	17回	
実態把握	実態把握件数	1,070件	1,010件	1,020件	包括支援課
相談協力員研修会	参加者数	300人	300人	300人	包括支援課
	研修会開催数	1回	1回	1回	

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<施策群> 認知症対策の推進					
★認知症初期集中 支援チーム・認知症 地域支援推進員の 設置	認知症初期集中支援 チーム	5チーム	5チーム	5チーム	包括支援課
	認知症地域支援 推進員 (保健師・ 社会福祉士・ 主任ケアマネジャー)	直営センター 15名 委託センター 8名	直営センター 15名 委託センター 9名	直営センター 15名 委託センター 9名	
★本人や家族の交流 の場や、本人の社会 参加や生きがい につながる場の創出	認知症カフェ PR 事業登録件数 (累計)	48件	61件	74件	包括支援課
	認知症カフェ 運営補助金交付件数 (新規分)	5件	13件	13件	
	認知症カフェ 運営補助金交付件数 (継続分)	0件	61件	74件	
	認知症カフェ 交流会開催回数	1回	1回	1回	
★認知症の人や家族 を地域で見守り、 支え合う体制の 構築	徘徊模擬訓練 実施地区数	3地区	5地区	5地区	包括支援課
	メモリーウォーク 開催回数	1回	1回	1回	
	チームオレンジ 体制整備(累計)	3地区	6地区	9地区	
認知症についての 地域住民及び支援関 係者への広報・啓発 活動	認知症サポーター 受講者数	9,000人	9,000人	9,000人	包括支援課
認知症高齢者への サービス提供	地域包括支援センタ ー成年後見相談件数	2,810件	3,040件	3,060件	包括支援課
	市長申し立て件数	40件	40件	40件	
認知症家族交流会	認知症家族交流会 開催数	6回	6回	6回	包括支援課
	延参加者数	115人	115人	115人	
認知症訪問支援サービ ス(市町村特別給 付)の実施	延利用件数	387件	404件	420件	介護保険課
認知症予防教室	参加人数	600人	650人	700人	健康づくり課
SOSネットワーク	依頼件数	30件	30件	30件	高齢者福祉課
徘徊高齢者家族支援 サービス事業	利用人数	95人	100人	105人	包括支援課

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<施策群> 介護サービスの円滑な利用					
★高齢者まちかど案内 所事業	協力事業所数	220 事業所	230 事業所	240 事業所	地域包括ケア 推進課
介護保険事業の普及 啓発	介護保険・高齢者 福祉ガイド発行部数	35,000 部	35,000 部	35,000 部	介護保険課
	介護保険のてびき (小冊子)発行部数	8,500 部	8,500 部	8,000 部	
	出前講座開催回数	8 回	8 回	8 回	
	出前講座参加人数	200 人	200 人	200 人	
介護保険利用者負担 助成事業	認定者数	145 人	151 人	157 人	介護保険課
介護老人福祉施設 利用者負担対策事業	認定者数	83 人	86 人	90 人	介護保険課
介護給付等費用 適正化事業	認定調査結果 確認件数	7,700 件	7,700 件	7,700 件	介護保険課
	ケアプラン 点検事業所数	40 か所	40 か所	40 か所	
	住宅改修等の 現地調査件数	60 件	60 件	60 件	
	縦覧点検・医療情報 との突合等件数	20,000 件	20,000 件	20,000 件	
	介護給付費通知 送付数	91,000 件	95,000 件	98,000 件	
要介護認定適正化 事業	要介護認定適正化 研修	1 回	-	1 回	介護保険課

基本方針 5. 医療

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<施策群> 在宅医療の推進					
★在宅医療・介護連携に関する相談支援（在宅医療支援拠点ふなぼーと）	相談件数	750件	770件	790件	地域包括ケア推進課
★在宅医療・介護関係者の研修（ひまわりネットワーク）	スタートアップ研修開催回数	3回	3回	3回	地域包括ケア推進課
	実践研修開催回数	2回	2回	2回	
	アドバンス研修開催回数	1回	1回	1回	
★在宅医療・介護関係者の研修（在宅医療支援拠点ふなぼーと）	在宅医紹介制度登録医療機関数	52機関	56機関	59機関	地域包括ケア推進課
★在宅医療推進に係る市民への普及啓発（在宅医療支援拠点ふなぼーと、在宅医療・介護の講演会・相談会・出張講演会）	ふなぼーと市民公開講座開催回数	1回	1回	1回	地域包括ケア推進課
	在宅医療・介護の講演会開催回数	7回	7回	7回	
	在宅医療・介護の相談会開催回数	8回	8回	8回	
	在宅医療・介護の出張講演会開催回数	8回	8回	8回	
★在宅医療・介護資源の情報の把握・データベース化	「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」に掲載の医療機関数	365機関	370機関	375機関	地域包括ケア推進課
医療・介護関係者の情報共有の支援	システム操作体験会開催回数	10回	10回	10回	地域包括ケア推進課
★在宅医養成研修	開催回数	5回	5回	5回	地域包括ケア推進課
在宅医療の推進	訪問診療件数	5,795件	5,824件	5,852件	地域包括ケア推進課
	在宅医療実施医療施設数	76施設	80施設	84施設	
在宅医療推進のための連携体制の構築	ひまわりネットワークの症例検討会等の開催回数	30回	30回	30回	地域包括ケア推進課

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<施策群> 地域医療連携の推進					
★かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進	かかりつけ医を持つ65歳以上の市民の割合	60.8%	61.6%	62.3%	健康政策課
	かかりつけ歯科医を持つ65歳以上の市民の割合	80.0%	80.0%	80.0%	
	かかりつけ薬剤師・薬局を持つ65歳以上の市民の割合	62.7%	63.5%	64.2%	
<施策群> 看護職の確保					
★看護職の確保	就業看護職員数	4,839人	4,928人	5,017人	健康政策課
★介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施【再掲】	補助対象常勤換算数	1,050人	1,050人	1,050人	介護保険課 地域包括ケア推進課
<施策群> 地域リハビリテーションの推進					
★地域リハビリテーションの推進	地域リハビリテーション拠点事業講演会・研修会（市民対象・リハビリ関係者対象）の開催回数	7回	7回	7回	健康政策課 地域包括ケア推進課
	訪問リハビリ提供施設数	15施設	16施設	17施設	
<施策群> 歯科口腔保健の推進					
★訪問歯科診療の充実	訪問歯科診療事業件数（さざんか・かざぐるま）	1,251件	1,375件	1,566件	健康政策課
★口腔保健支援事業の実施	口腔ケア講習会・市民講演会開催回数	3回	3回	3回	健康政策課

【施策一覧（重点項目・目標値なし）】

基本方針	施策群	事業名	担当課
住まい	住宅の質の向上	住宅のバリアフリー改修等に関する相談	住宅政策課
		賃貸住宅のバリアフリー改修等の促進	住宅政策課 高齢者福祉課
		高齢化しているマンション管理組合の支援	住宅政策課
	多様な住まいの確保	質の高いサービス付き高齢者向け住宅の供給	住宅政策課
予防	介護予防の推進	一般介護予防事業の実施	健康づくり課
生活支援	移動支援	高齢ドライバーへの対応	各関係課
	地域での支え合い体制の確立	生活支援コーディネーターの活動の活性化	地域福祉課
	その他	障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援体制の整備	障害福祉課
介護	介護サービスの量の確保	特別養護老人ホームの整備	高齢者福祉課
		介護老人保健施設の整備	高齢者福祉課
		特定施設の整備	高齢者福祉課
		地域密着型サービスの整備（認知症高齢者グループホーム）	高齢者福祉課
		地域密着型サービスの整備（グループホーム以外）	高齢者福祉課
		施設整備全体	高齢者福祉課
	多様なサービスの提供	生活支援コーディネーターの活動の活性化【再掲】	地域福祉課
	地域包括支援センターの機能強化	相談支援の充実強化	包括支援課
	認知症対策の推進	みまもりあい事業	地域包括ケア推進課
		成年後見制度の利用促進	包括支援課
介護サービスの円滑な利用	介護サービス事業所情報の提供	介護保険課	
	地域共生社会の実現に向けた取り組み	各関係課	
医療	在宅医療の推進	顔の見える関係づくりの推進 （在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議）	地域包括ケア推進課
		在宅医療のコーディネーターの機能強化	地域包括ケア推進課
		在宅医療推進に係る市民への普及・啓発 （ひまわりネットワーク）	地域包括ケア推進課
		在宅医療・介護連携推進事業の評価事業	地域包括ケア推進課
		医療・介護人材確保事業	地域包括ケア推進課

第2節 各基本方針の重点事業

基本方針 1. 住まい

○住宅の質の向上

1 住宅のバリアフリー改修等に関する相談（住宅政策課）

安全な住環境を整備するため、建築士や増改築相談員等の専門家の協力により、建築住宅相談等を行い、住宅のバリアフリー改修等を推進します。

2 自立支援のための住宅のバリアフリー化等の支援（住宅政策課）

高齢になっても自宅に長く住み続けられるように、要介護認定を受けていない方が、自宅を改修し、介護予防に配慮された住環境にする場合に、バリアフリー化等（バリアフリー改修、断熱改修）の費用の一部を助成します。

さらに、「ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業」の参加者に周知するなど、要介護状態となる前のバリアフリー化等の必要性を啓発します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅バリアフリー化等支援事業助成件数	200件	200件	200件

3 分譲マンションの共用部分のバリアフリー化等の支援（住宅政策課）

マンション管理組合が、マンションの出入口や共用廊下の段差解消、共用階段への手すり設置等、共用部分のバリアフリー化等を行う場合に、その費用の一部を助成します。

また、マンション管理組合を対象とした、大規模修繕、長期修繕計画等をテーマとした講演会等において、共用部分のバリアフリー化等の必要性等について普及啓発します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成件数	10件	10件	10件

4 賃貸住宅のバリアフリー改修等の促進（住宅政策課・高齢者福祉課）

新たな住宅セーフティネット制度※の活用による登録住宅の改修に対する支援について情報提供します。

また、民間賃貸住宅に住む要介護認定を受けている方が、バリアフリー改修を必要とする場合、高齢者住宅改造資金助成事業により、その費用の一部を助成します。

※ 賃貸住宅への入居を断られやすい単身高齢者や低所得者向けに、空き家や空き部屋を活用する新たな制度

5 高齢化しているマンション管理組合の支援（住宅政策課）

入居者の高齢化が進み、マンション管理の担い手が少なくなった分譲マンションについて、マンション管理士、建築士を派遣することにより、適切な管理ができるように支援します。

○多様な住まいの確保

6 質の高いサービス付き高齢者向け住宅の供給（住宅政策課）

サービス付き高齢者向け住宅の登録にあたり、事業者「船橋市サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する指導指針」等による配慮を求めることで、質の高い高齢者向け住宅の供給を図ります。

また、事業者が入居者に適切な医療・介護サービスが提供されるよう必要な協議を行い、入居者が必要とするサービスを地域で受けることができるよう、医療・介護サービス事業所との連携を促進します。

さらに、事業者が地域の医療・介護サービス事業所について広く入居者に情報提供を行うとともに、特定の医療・介護サービス事業所の利用に限定しないなど、入居者の選択・利用の自由が確保されるよう、適正な運営を促進します。

これらに加え、サービス付き高齢者向け住宅に対し、定期報告や立入検査等を行うことにより、適正な運用を促進します。

7 親世帯・子育て世帯近居同居の支援（住宅政策課）

子供から高齢者までの多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができるよう、親と子と孫からなる三世代近居・同居に対する費用の一部を助成します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親世帯・子育て世帯近居同居支援事業助成件数	50件	50件	50件

○居住の支援の充実

8 高齢者の住まいに関する情報提供（住宅政策課）

居住支援協議会と連携し、セミナーの開催、広報紙やホームページでの情報提供等により、高齢者の住まいに関する情報を提供します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住まいの講演会参加人数	50人	50人	50人

9 持ち家の活用（住宅政策課）

高齢者が、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）のマイホーム借上げ制度を活用して、自宅を子育て世帯等に貸し付け、その家賃収入を住み替え先の家賃に充てることで、適切な住まいに住み替えることを支援します。

また、自宅に住みながら持ち家を資産として活用する社会福祉法人船橋市社会福祉協議会の「不動産担保型生活資金制度」（いわゆるリバースモーゲージ制度※）や独立行政法人住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」等の取り組みについて情報提供を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
マイホーム借上げ制度説明会参加人数	50人	50人	50人

※ 自宅を担保にして銀行などの金融機関から定期的に資金の貸付を受ける一種の年金制度

10 高齢者の住み替え支援（住宅政策課）

高齢者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受け、階段の昇降に著しい支障が生じて住み替えをする場合等に、高齢者が可能な限り自立して住み続けられるよう、転居にかかる費用や家賃債務保証契約時に要する費用の一部を助成します。

また、家賃の支払いができるにもかかわらず、高齢等を理由に民間賃貸住宅への入居を断られ、転居に苦慮している高齢者世帯等に対して、船橋市居住支援協議会の相談窓口「住まいるサポート船橋」を通じて、家賃低廉化住宅※1を含む住宅情報の提供や居住支援サービス※2の紹介を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者住み替え支援事業助成件数	13件	13件	13件

※1 貸主に対して月々の家賃を補助することにより、低所得者が低廉化された家賃で入居することが出来る市に登録された住宅

※2 入居後の生活を支援する緊急通報装置の設置や死後の手続きなどのサービス

11 ひとり暮らし高齢者の見守り（高齢者福祉課・地域福祉課）

高齢者が閉じこもりになったり、地域とのコミュニケーションがなくならないように、地域住民等と連携し、地域の中でお互いが支え合い、助け合えるようなネットワークの構築を図ります。

ひとり暮らし高齢者については、引き続き、緊急通報装置の貸与、声の電話訪問により安否確認を行います。

また、突発的な病気等の緊急時や災害時における要配慮者支援体制の充実を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急通報装置設置台数	2,014台	2,083台	2,146台
声の電話訪問事業			
実利用者数	63人	65人	67人
訪問回数	3,282回	3,387回	3,491回

12 居住支援サービスの向上（住宅政策課・地域包括ケア推進課）

高齢者からの住まいに関する相談について、個別具体の課題を解決するため、平成29年度に、船橋市社会福祉協議会を事務局として船橋市居住支援協議会を設立し、相談窓口「住まいるサポート船橋」を開設しました。

「住まいるサポート船橋」を通じて、不動産関係団体と連携し高齢者等が入居できる賃貸物件情報を提供し、入居後には、住宅部局と福祉部局、関係機関、関係事業者等が連携して居住支援サービスを提供します。

今後は「住まいるサポート船橋」の相談事例を踏まえ、居住支援サービスの向上を図ってまいります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「住まいるサポート船橋」による賃貸物件成約件数	40件	60件	60件

基本方針 2. 予防

○活動の場の提供

1 ふなばしシルバーリハビリ体操の推進（健康づくり課）

健康寿命の延伸を目的とし、令和7年の本市の65歳以上人口の約100人に1人の割合で初級指導士を養成することを目標に推進するとともに、各地区において初級指導士が活動できるようにマネジメントを行って頂くための上級指導士の養成も行います。また、公民館等での体操教室、出前講座での体操教室、体操指導士による体操教室の開催及びその支援を行う体操普及事業を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバーリハビリ体操指導士養成講座開催数	6回	6回	6回
シルバーリハビリ体操指導士養成数	180人	180人	180人
シルバーリハビリ体操延指導士数	910人	1,090人	1,270人
シルバーリハビリ体操延上級指導士数	10人	15人	15人
シルバーリハビリ体操指導士により開催される延体操教室数	115か所	135か所	155か所

2 公園を活用した健康づくり事業の実施（地域保健課）

市民が身近な公園で手軽にできる運動習慣を身につけ、自主的に健康づくりができるよう、自治会・町会と協力しながら54公園への拡大を目指し、実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公園を活用した健康づくり事業実施公園数	46か所	50か所	54か所

○健康づくりへの支援

3 特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上及び健診結果の活用、セルフマネジメント支援（健康づくり課）

特定健康診査では40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象に実施され、内臓脂肪症候群の早期発見と予防を目的とした健康診査を行っています。また、特定健康診査及び人間ドックを受診した結果、「生活習慣病のリスクが高いが、生活習慣を改善することで予防効果が期待できる」と判断された人に対し、特定保健指導を実施しています。

目標値に近づくための新たな取り組み事例について研究し、実施率等を向上させることで、健康寿命の延伸を図ります。

また、健診結果から生活習慣病のリスク判定以外の指標により、介護予防を必要とする者を把握するなど、健診結果の有効活用を検討するとともに、特定保健指導終了者が、自ら生活習慣病の予防継続と今後の運動機能の低下等を予防するため、日常生活の中で自ら実施するためのセルフマネジメントが確立できる支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診率	56%	58%	60%
特定保健指導実施率	50%	55%	60%

4 市内飲食店等における健康的な食事提供による食環境の整備（地域保健課）

望ましい食習慣を実践するための食環境の整備と船橋産物や市内飲食店等地域への愛着を育むものとして市民の健康づくりの支援に取り組む飲食店等登録制度を市独自事業として実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民の健康づくり支援に取り組む飲食店等 店舗数	100 店舗	100 店舗	100 店舗

5 健康ポイント事業（健康政策課）

健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、ウォーキングや体操等の活動に対してポイントが加算され、様々な特典が得られる健康ポイント制度を平成30年10月から実施しています。

日常的な生活の中での歩数や、運動したことによる身体の変化などによりポイントを獲得できるほか、市が指定するイベント・講座（対象プログラム）に参加したり、各種健診（健康診断、がん検診、歯科健診）を受診したりすることでもポイントを獲得できます。対象プログラムは、市が主催する事業だけでなく、市民団体や民間企業が主催する事業も対象としており、市民の健康づくりを総合的に推進する事業として実施しています。

参加者の拡大のため、事業の認知度を高めるための周知を図るとともに、民間団体・市民団体・各協議会等への働きかけを積極的に行っていきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	8,900人	10,200人	11,500人

○介護予防の推進

6 一般介護予防事業の実施（健康づくり課）

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進し、介護予防を機能強化する観点から、一般介護予防事業として、①介護予防把握事業（船橋市健康スケール調査）、②介護予防普及啓発事業（介護予防教室、市民ヘルスマーケティング）、③地域介護予防活動支援事業（ふなばしシルバーリハビリ体操、アクティブシニア介護予防補助金）、④地域リハビリテーション活動支援事業（足腰の衰えチェック、リハビリ専門職派遣）を実施しています。

各事業の利用者にアンケートを実施し、要望を把握するとともに、定期的に広報紙に掲載し周知を図ります。

また、介護予防の視点から「フレイル^{*}」を主眼とした「船橋市健康スケール」の活用により、前期高齢者やひとり暮らしの方に外出するきっかけ作りの提供を行います。

さらに、後期高齢者健康診査等で「フレイル^{*}」と把握された方等に対する保健事業についても、かかりつけ医をはじめとする関係機関と連携しながら一体的に実施します。

※「フレイル」とは、「『加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態』を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語である。フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されています。

出典：「フレイル診療ガイド 2018年版」日本老年医学会/国立長寿医療研究センター

7 介護予防ケアマネジメントにおける自立支援の推進（包括支援課）

介護保険法第1条及び第4条に自立支援に向けた介護保険サービスの活用が掲げられていますが、現在、ケアマネジメントの取り組みにおいて、サービス利用が目的とみられるものが少なくありません。対象者の自立に向けたケアプランの作成や、本人の状況に応じた適切なサービス提供等の支援の確立が課題となっています。

自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの確立を目指すため、理学療法士、作業療法士他専門職により構成する自立支援ケアマネジメント検討会議を設置し、介護予防ケアプランに対し自立支援に資する助言を行う事業を行うとともに、リハビリテーション専門職がケアマネジャーに同行訪問し、利用者の心身機能から生活機能、生活環境等を多角的に評価し、助言を行う事業も併せて実施します。それぞれの事業を連動させながら、ケアマネジャー及びサービス事業者等関係者が自立支援に向けたケアマネジメントを実施し、利用者が自立の意識を持ち生活に取り組めるよう支援します。

上記事業の他、ケアマネジャー、サービス提供事業者を対象に自立支援ケアマネジメントについての研修会を開催します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検討会議事例数	144 事例	144 事例	144 事例

基本方針 3. 生活支援

○生活支援サービスの提供

1 移動販売支援事業（商工振興課）

スーパー、青果店、鮮魚店、精肉店など生鮮品取扱店が近隣に無い地域を対象に、移動販売を行う事業者に対し経費の一部を補助するとともに、販売場所調整の支援を行うことで、買い物に困難を感じている方を支援します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動スーパーの累計延利用者数	13,000人	14,000人	15,000人

2 生活・介護支援サポーター事業（高齢者福祉課）

元気高齢者等を対象として生活・介護支援サポーターを養成し、高齢者宅や介護施設に派遣しています。

今後、介護を必要とする高齢者の更なる増加が予想される中で、安定的に生活支援サービスを提供できるようサポーターを養成し、ボランティアの人材確保を継続します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サポーター登録人数	360人	360人	360人
利用登録者数（高齢者宅）	589人	617人	641人

3 人材確保・ボランティアの掘り起こし（地域福祉課）

「たすけあいの会」は令和元年度末時点で 55 団体ありますが、市内の南部は少ないため、まずは市内全域に発足させる必要があります。また、ボランティアにおいても高齢化が進んでいるため、新たな人材を発掘し、ボランティアを養成する必要があります。

たすけあいの会の発足と、ボランティアの確保については、地域福祉支援員が出前講座を行うことで周知を図るとともに、生活支援コーディネーターが各地区で掘り起こしを行うことで解決を図ります。また、ボランティア新規獲得の一助になるよう、ボランティアポイントを含めた他市の事例などを参考に地域包括ケアシステム推進本部生活支援部会の下部組織であるボランティア作業部会において研究します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
たすけあいの会	58 団体	60 団体	62 団体
ボランティア数	2,600 人	2,800 人	3,000 人

○移動支援

4 高齢者支援協力バスの活用（道路計画課）

高齢者の移動支援事業として自動車学校・教習所の協力により教習生送迎用バスに 65 歳以上の高齢者（登録者）が乗車できる事業に加え、医療センターへのアクセス確保を目的として、老人福祉センター送迎バスの空き時間を活用した移動支援事業を実施しています。

現在は、自動車学校・教習所（3事業所）による4ルート、老人福祉センター（4センター）による 12 ルートを運行しています。いずれの事業についても、バスを利用する際は、「交通不便地域支援事業パスカード」の提示が必要です。

地元要望、利用者累計をもとに、交通不便地域において利用者数の増加が図れるルート設定を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用登録者数	7,500 人	7,600 人	7,700 人
延利用者数	23,500 人	24,000 人	24,000 人

5 駅改札内外のバリアフリー化（道路計画課）

高齢者の移動における利便性、安全性の向上を目的とし、駅改札内外のバリアフリー化を進めます。

改札の内外において、エレベーター等の設置により、バリアフリー化した経路（1経路以上）を平成28年度末までに市内の全ての駅に確保しました。今後は、各鉄道事業者と連携しながら、バリアフリー化した経路（2経路目以上）、ホームドア又は可動式ホーム柵、内方線付点状ブロック等の整備を進めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
整備実施駅数	4 駅	0 駅	0 駅

6 バス待ち環境の改善（バス上屋・ベンチ設置）（道路計画課・道路建設課）

公共交通機関としてのバス利用を促進するため、バス停留所施設である上屋、ベンチの設置を進めます。国・県道（バス事業者へ補助金を交付）、市道（市施行）についてバス待ち環境の速やかな改善のため、停留所施設の整備を推進します。

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
停留所施設	国・県道	1 箇所	国・県道	1 箇所	国・県道	1 箇所
整備数	市道	1 箇所	市道	1 箇所	市道	1 箇所

7 高齢ドライバーへの対応（各関係課）

高齢による身体的衰えにより、歩行能力、荷物の持ち運びに不安を感じ、かつ（核家族化の進展により）身近に親戚等が住んでいないため、止むを得ず自動車を運転せざるを得ない高齢者も多くなっており、高齢者が起こす事故のリスクも高くなっています。

車を運転する目的は人それぞれであり、目的毎の解決策が必要です。「交通事故の減少」に向けて、各課で連携を進め、市全体で解決します。

○地域での支え合い体制の確立

8 生活支援コーディネーターの活動の活性化（地域福祉課）

生活支援コーディネーターは平成30年10月をもって全地区への配置が完了しており、地域に根差した活動を行っております。

地域の状況を把握し、困っている方に必要なサービスが提供できるよう、ニーズの把握や担い手の確保に努めています。

生活支援コーディネーターは地区社会福祉協議会と連携して生活支援サービスを提供できる体制の整備に向けた活動を行います。主な取り組みとしては、たすけあいの会を全地区に整備できるように、ボランティアを掘り起こし、たすけあいの会の立ち上げを促します。既存のたすけあいの会に対しても、会員の減少を防ぐために新たなボランティアを拡充する策を検討します。

9 地域ケア会議の推進・地域課題への取り組み（包括支援課）

高齢者の個別課題の検討を行う個別ケア会議を積極的に開催し、地域におけるその人らしい生活の継続を支援していきます。また、個別ケア会議での検討を積み重ねる中で、地域をアセスメントし、そこから見えてくる地域課題及びその解決に向けた取り組みについて、各地区コミュニティ単位で開催している全体会議を中心に検討を行います。

さらに、地域課題への取り組み及び地域ケア会議の周知を図ることを目的として、地域ケア会議が主体となり、市民向けの講演会等を開催します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別ケア会議開催回数	118回	131回	144回
全体会議開催回数	100回	100回	100回
講演会開催回数	15回	16回	17回

○その他

10 高齢者を狙った犯罪・消費者被害への対策（消費生活センター）

振り込め詐欺や利殖商法、送り付け商法等、デジタルコンテンツ関連の詐欺や高額請求（インターネットサイトからの架空請求やオンラインゲームの課金請求など）、また次々に作り出される新たな手口による犯罪等から消費者を守るには、消費者自身が正しい知識を身に着け、正しく判断・行動することが重要です。

日頃、高齢者など地域を見守る立場にある民生児童委員や訪問介護事業者など、消費者教育の担い手となる方が効率的な啓発活動を行うことができるよう研修会を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出前講座	32回	32回	32回
消費者月間記念講演会	1回	1回	1回
民生委員等研修会	10回	10回	10回
消費生活モニター事業	9回	9回	9回
生き生き展の開催	1回	1回	1回
くらしの情報の発行	3回	3回	3回
老人福祉センター定期出張相談・啓発	56回	56回	56回
消費者安全確保地域協議会	1回	1回	1回

11 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援体制の整備（障害福祉課）

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、障害者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支援する仕組みである「地域生活支援拠点システム」を令和元年10月より運用しています。

12 高齢者虐待防止の体制（包括支援課）

高齢者虐待の予防や、早期発見及び早期対応のため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生委員、近隣の住民等関係機関と連携して、高齢者がいる家族を孤立させないように地域で見守ります。

また、高齢者虐待の予防、再発の防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保し、実際の対応策を協議することを目的に、専門職を中心として「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会」及びその下部組織として「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議」を設置して対応しています。

「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議」では高齢者虐待対応に関する専門家及び関係機関と各地域包括支援センター、在宅介護支援センターの事例を共有し、助言を受け支援方法を検討します。また、近年、高齢者虐待に係る相談件数の増加や高齢者虐待ケースの重層化、複雑化していることから弁護士や大学教授による地域包括支援センター及び在宅介護支援センター向けの高齢者虐待防止研修会を開催し、判断や対応能力の向上を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運営委員会開催回数	2回	2回	2回
担当者会議開催回数	12回	12回	12回
事例検討数	20件	25件	25件
研修会開催回数	2回	2回	2回

基本方針 4. 介護

○介護サービスの量の確保

1 特別養護老人ホームの整備（高齢者福祉課）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、在宅における重度要介護者の入所待機の減少を図り、施設入所の必要性が高い高齢者が入所できるように整備を進めます。

2 介護老人保健施設の整備（高齢者福祉課）

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指してリハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。本計画期間では、既存の施設での対応が見込めるため、整備数は見込まないものとします。

3 特定施設の整備（高齢者福祉課）

要介護度の低い高齢者の中にも施設介護を希望する方がいる現状を踏まえ、高齢者の心身の状態に応じた多様な住まいの一つとして特定施設の整備を進めます。

4 地域密着型サービスの整備（認知症高齢者グループホーム）（高齢者福祉課）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、住み慣れた地域の中で継続的な生活を送ることができるようにすることを目的とした地域密着型サービスに位置付けられ、認知症高齢者支援の一環として重要なものであることから整備を進めます。

5 地域密着型サービスの整備（グループホーム以外）（高齢者福祉課）

高齢化がますます進むなか、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう環境整備を図っていく必要があることから、地域密着型サービスの整備に取り組みます。

6 施設整備全体（高齢者福祉課）

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加傾向にある中で、施設介護の需要も高まると見込まれます。高齢者が安心して利用できるよう、サービスの質の確保に努めながら、必要なサービス量が確保できるよう、施設整備を進めます。

○介護サービスの質の確保

7 介護人材の確保（介護保険課）

令和7年には、全国において約34万人、千葉県において約2万8千人の介護人材が不足すると見込まれています。介護人材確保の推進にあたっては、人材の量的確保・質的確保の2つの側面に配慮した施策を同時に展開し、より効果的な介護人材の確保を図ります。

量的確保の側面では、介護職員初任者研修に係る費用助成事業や介護職員宿舍借り上げ費用の支援事業等により、介護職員の就業促進を図ります。

質的確保の側面では、実務者研修に係る費用助成事業等により、介護職員の質的向上を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規就業者数	100人	100人	100人

8 介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施（介護保険課・地域包括ケア推進課）

高齢者人口の増加に伴い、訪問看護職員の需要も高まることが予想されます。

訪問看護職員の賃金改善及び募集に係る宣伝広告を実施するための経費を補助し、また看護師の研修や訪問看護の普及・啓発を実施することで、事業者の新規参入及び訪問看護職員の就業促進を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助対象常勤換算数	1,050人	1,050人	1,050人

○多様なサービスの提供

9 生活支援コーディネーターの活動の活性化（地域福祉課）【再掲】

生活支援コーディネーターは平成30年10月をもって全地区への配置が完了しており、地域に根差した活動を行っております。

地域の状況を把握し、困っている方に必要なサービスが提供できるよう、ニーズの把握や担い手の確保に努めています。

生活支援コーディネーターは地区社会福祉協議会と連携して生活支援サービスを提供できる体制の整備に向けた活動を行います。主な取り組みとしては、たすけあいの会を全地区に整備できるように、ボランティアを掘り起こし、たすけあいの会の立ち上げを促します。既存のたすけあいの会に対しても、会員の減少を防ぐために新たなボランティアを拡充する策を検討します。

○地域包括支援センターの機能強化

10 在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの移行（包括支援課）

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持、生活の安定を図るため、また保健医療の向上と福祉の増進のため、必要な援助や支援を包括的に担う地域の中核機関です。

また、在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの協働機関として位置づけており、地域における身近な相談窓口としての役割を担っています。

支援を必要とする75歳以上高齢者や認知症高齢者の増加が予測される一方で、地域包括支援センターに求められる役割は年々多様化しています。これらに対応するため、在宅介護支援センターを機能強化し、地域包括支援センターとして整備します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター設置数	13か所	14か所	14か所
地域包括支援センター相談件数	52,700件	57,100件	57,500件
在宅介護支援センター相談件数	14,600件	13,800件	13,900件

11 地域ケア会議の推進・地域課題への取り組み（包括支援課）【再掲】

高齢者の個別課題の検討を行う個別ケア会議を積極的に開催し、地域におけるその人らしい生活の継続を支援していきます。また、個別ケア会議での検討を積み重ねる中で、地域をアセスメントし、そこから見えてくる地域課題及びその解決に向けた取り組みについて、各地区コミュニティ単位で開催している全体会議を中心に検討を行います。

さらに、地域課題への取り組み及び地域ケア会議の周知を図ることを目的として、地域ケア会議が主体となり、市民向けの講演会等を開催します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別ケア会議開催回数	118回	131回	144回
全体会議開催回数	100回	100回	100回
講演会開催回数	15回	16回	17回

12 相談支援の充実強化（包括支援課）

働きながら介護に取り組む家族や、仕事と介護の両立不安や悩みに対する相談支援の充実強化を図るため、土曜・日曜にフェイスビル5階の相談室にて開設している「地域包括支援センター出張相談窓口」を継続する中で、相談者のニーズを把握しつつ、本市に適した相談体制の検討を行います。

○認知症対策の推進

13 認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置（包括支援課）

認知症初期集中支援チームについては、平成30年度から各地域包括支援センターに1チームずつ設置し、計5チーム体制で実施しています。今後は、医療・介護サービスの利用を本人が希望しない等により社会から孤立している状態にある人への対応を含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化するため、チーム医の判断によりアウトリーチ及び家族面接を実施します。

認知症地域支援推進員については、平成26年度より直営の地域包括支援センターの職員に対する研修受講を開始し、令和2年度には直営地域包括支援センターに12名、委託型地域包括支援センターに各1名以上の配置となりました。今後は、現体制が維持できるよう、毎年継続して新任者向けの研修を受講するとともに、現任者向けの研修への受講もすすめ、既に配置をされている職員のスキルアップも図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チーム	5チーム	5チーム	5チーム
認知症地域支援推進員 （保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）	直営センター 15名 委託センター 8名	直営センター 15名 委託センター 9名	直営センター 15名 委託センター 9名

14 本人や家族の交流の場や、本人の社会参加や生きがいにつながる場の創出 (包括支援課)

家族同士の交流とともに、悩みや疑問を話し合うことで家族の負担軽減を図る認知症家族交流会の開催や、本人や家族が集い交流を行う場である認知症カフェの開設支援を行っていますが、カフェに関しては35か所であり、高齢者人口等を考慮すると十分とはいえない状況にあります。

カフェは交流の場としてだけでなく、認知症の本人が運営スタッフとして関わることで、認知症の本人の社会参加にもつながるものです。今後は、増設を目指し立ち上げ時の補助金に加え、運営費の一部補助を行い、安定的な運営が継続できるように支援を行います。また、認知症カフェ運営者同士による交流会の実施や、認知症カフェのPRに力を入れることで継続支援を充実させます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェPR事業登録件数 (累計)	48件	61件	74件
認知症カフェ運営補助金交付件数 (新規分)	5件	13件	13件
認知症カフェ運営補助金交付件数 (継続分)	0件	61件	74件
認知症カフェ交流会開催回数	1回	1回	1回

15 認知症の人や家族を地域で見守り、支え合う体制の構築(包括支援課)

平成28年度より、「認知症の人にやさしい船橋を目指す実行委員会」を組織し、認知症への理解を深めるとともに認知症の本人を地域で見守る体制を作ることを目的として、認知症高齢者徘徊模擬訓練を実施してまいりました。

今後も同取り組みを地域単位で継続していくとともに、認知症の普及啓発を目的とした認知症メモリーウォークを実施します。また、認知症サポーターの活用として、認知症の本人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みであるチームオレンジの整備を進めていきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
徘徊模擬訓練実施地区数	3地区	5地区	5地区
メモリーウォーク開催回数	1回	1回	1回
チームオレンジ体制整備 (累計)	3地区	6地区	9地区

16 みまもりあい事業（地域包括ケア推進課）

認知症高齢者等が行方不明になった場合に、一般社団法人セーフティネットリンケージが提供する「みまもりあいアプリ」を使った情報共有を行っています。

令和3年度以降は、市のイベントや企業との共同によるイベント等でアプリ（※）の周知活動を行うことに加えて、アプリの改良等（地域情報や防災情報、地域包括ケアシステムに関する周知等の情報発信）も視野にいて、更なる有効活用の方法等を検討します。

（※アプリ：スマートフォンなどに入れて使えるソフトウェアを指します。）

17 成年後見制度の利用促進（包括支援課）

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより判断能力が不十分な人の意思決定支援が適切に行われるように、成年後見制度利用促進法に基づき、成年後見制度利用促進基本計画の策定、地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置をし、成年後見制度等が必要となる方の自己決定権の尊重と身上保護を推進していきます。

○介護サービスの円滑な利用

18 介護サービス事業所情報の提供（介護保険課）

本市では介護保険事業所一覧を作成し、介護サービス事業所情報を提供しています。

また、介護保険課のホームページにおいて「介護事業者情報検索システム」を運用し、利用者等に介護サービス事業者の最新情報やサービスの空き情報を提供するサービスを行っています。

このサービスは、本市や近隣市（市川市、鎌ヶ谷市、白井市、八千代市、習志野市）に所在する事業者で、本市をサービス提供エリアとする事業者の基本情報や営業情報、法人情報等を毎月更新される情報を基に提供するものです。特に、居宅介護支援事業所や訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーションをはじめ、グループホームや認知症対応型通所介護を含む地域密着型サービスの空き情報も公開することにより、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。

19 地域共生社会の実現に向けた取り組み（各関係課）

地域住民（高齢者・障害者・児童やその保護者などすべての市民）の複雑化・複合化※した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制（相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援など）について検討し、重層的支援体制の構築に向けて推進してまいります。

※ 一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050問題や介護と育児のダブルケアなど）や、世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）。

20 高齢者まちかど案内所事業（地域包括ケア推進課）

船橋市内の介護保険事業所、薬局、接骨院・整骨院、はり・きゅう・マッサージ施設等に協力事業所となってもらい、介護認定を受けていないが、介護予防や介護サービスに関心・疑問がある高齢者及び家族に対して介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口の情報を提供します。

協力事業所数や相談数の増加を目指して、ホームページやチラシ等で周知するとともに、協力事業所からの報告書を活用して、事業の充実化を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協力事業所数	220 事業所	230 事業所	240 事業所

基本方針 5. 医療

○在宅医療の推進

1 顔の見える関係づくりの推進（在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議） （地域包括ケア推進課）

医療・介護関係者等の緊密な連携協力体制構築のために、ひまわりネットワークの委員会・役員会・研修会に加えて、ひまわりネットワークに所属する各団体が、事業報告や今後の展望等を発表する実践発表会を実施し、団体・事業所間の交流を促し、連携強化を図ります。

2 在宅医療のコーディネーターの機能強化（地域包括ケア推進課）

医療・介護連携を円滑に行うために、入退院における困りごとを解決するために必要な約束事を明示した「船橋市における在宅医療・介護連携の心得」を説明会・研修会等で引き続き周知します。

また、入退院時の連携をよりスムーズに行うためには、患者本人や家族の協力が不可欠であることから、現在の心得を補完する「患者本人・家族向けの心得」の作成を進めています。

3 在宅医療・介護連携に関する相談支援（在宅医療支援拠点ふなぽーと） （地域包括ケア推進課）

在宅医療支援拠点ふなぽーとにおいて、在宅医療を希望する患者及びその家族からの相談を受け、適切な医療機関・介護サービスを紹介します。

また、医療・介護関係者からの相談を受け、必要な情報を提供するなどの支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	750件	770件	790件

4 在宅医療・介護関係者の研修（ひまわりネットワーク）（地域包括ケア推進課）

過去の研修会アンケートを基に、満足度が高いテーマや開催時期等を分析し、より多くの医療・介護関係者が参加するよう研修体制の充実を図ります。

また、研修体系に位置付けられた研修を、規定回数以上受講した者に贈られる「ひまわりマイスター」を取得した医療・介護関係者に、事業所等が位置する地域でのリーダーになってもらうため必要な働きかけを行い、地域の多職種連携を活性化します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スタートアップ研修開催回数	3回	3回	3回
実践研修開催回数	2回	2回	2回
アドバンス研修開催回数	1回	1回	1回

5 在宅医療・介護関係者の研修（在宅医療支援拠点ふなぼーと）（地域包括ケア推進課）

在宅医療の質の向上及び在宅医療に関する資源を増やしていくことを目的として、在宅医療支援拠点ふなぼーとにおいて、市内の在宅医療関係者等を対象とした船橋在宅医ネット研修会を開催します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医紹介制度登録医療機関数	52 機関	56 機関	59 機関

6 在宅医療推進に係る市民への普及・啓発（ひまわりネットワーク）
（地域包括ケア推進課）

在宅医療について市民の理解を深めていくような周知が必要なため、ひまわりネットワークにおいて、「最期まで自分らしくを考える」をテーマとした市民公開講座を継続実施します。

7 在宅医療推進に係る市民への普及啓発（在宅医療支援拠点ふなぼーと、在宅医療・介護の講演会・相談会・出張講演会）（地域包括ケア推進課）

在宅医療について市民の理解を深めていくよう、周知が必要なため、在宅医療支援拠点ふなぼーとにおいて、市民公開講座及び出前講座等を実施しており、今後も継続して在宅医療の普及啓発を図ります。

「在宅医療・介護の講演会・相談会・出張講演会」においては、在宅医療・介護に関する様々なテーマを設定した講演会を公民館や医療機関で開催するとともに、講演会後に医療・介護の専門家が患者やその家族、医療・介護関係者からの様々な相談に応じる無料相談会を開催します。

また、町会・自治会などの市民団体のもとに出向いて、在宅医療・介護に関する様々なテーマを設定した講演会も行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふなぼーと市民公開講座開催回数	1回	1回	1回
在宅医療・介護の講演会開催回数	7回	7回	7回
在宅医療・介護の相談会開催回数	8回	8回	8回
在宅医療・介護の出張講演会開催回数	8回	8回	8回

8 在宅医療・介護資源の情報の把握・データベース化（地域包括ケア推進課）

市内で在宅医療・緩和ケアを提供している機関を掲載した「在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション提供機関マップ」では公開していない詳細データについても在宅医療支援拠点ふなぼーとで活用していく必要があり、アンケート調査に回答していない資源（提供機関）を把握する必要もあります。

このことから、市民配信 Web-GIS（インターネット上で機能する地図・空間情報）やオープンデータ（誰でも許可された範囲内で自由に加工・複製などできるデータ）など、より効果的なツールを検討します。

また、今後想定される医療資源の不足等に対応するために、「将来死亡推計」のデータを活用し、ひまわりネットワーク内で今後の対策等を検討します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」に掲載の医療機関数	365 機関	370 機関	375 機関

9 在宅医養成研修（地域包括ケア推進課）

今後船橋市では、高齢者の増加に伴い死亡者の増加も想定されますが、病床数を増やすのが容易ではないため、自然と在宅や施設で亡くなる人が増えることになります。

しかし、在宅診療に必要な医師や看護師等の専門職が少ないことが課題となっているため、在宅医等養成研修事業を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	5回	5回	5回

10 在宅医療・介護連携推進事業の評価事業（地域包括ケア推進課）

在宅医療・介護連携推進事業について、船橋市ではひまわりネットワークで様々な取り組みを展開してきました。

今後は、これまで実施してきた取り組みに対しての評価指標を、ひまわりネットワーク内で検討・設定し、各事業の改善点等を明確化し、より効果的な事業展開を図ります。

11 医療・介護人材確保事業（地域包括ケア推進課）

高齢者の増加に伴い死亡者は増加していきますが、病院のベッド数の大幅な増加は見込めないため、在宅医療や施設での看取りの需要は高くなりますが、医療・介護の現場では深刻な人材不足から、スタッフの疲弊、人材確保に要する多額のコスト、職員の定着率が低いなど問題があります。

これらの問題を解決するための一助として、市域内で医療・介護人材確保事業を検討します。

○地域医療連携の推進

12 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進（健康政策課）

高齢化が進む中で、市民が抱える健康問題も多様化しており、身近な場所で、必要な医療を安心して受けられることが、ますます重要になっています。そのため、必要に応じて持病等を医学的に管理したり、病状の悪化時等に病院を紹介したり、在宅看取りまで行ってもらえる身近なかかりつけ医を住まいの近くにもつよう市民に啓発するとともに、身近な医療機関情報の提供を行います。

また、あわせてかかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進も実施します。さらに、定期健診や定期歯科検診を勧奨することで、病気を早期に発見し、早期治療に繋げたり、患者自身に生活習慣を改善するきっかけづくりを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
かかりつけ医を持つ65歳以上の市民の割合	60.8%	61.6%	62.3%
かかりつけ歯科医を持つ65歳以上の市民の割合	80.0%	80.0%	80.0%
かかりつけ薬剤師・薬局を持つ65歳以上の市民の割合	62.7%	63.5%	64.2%

○看護職の確保

13 看護職の確保（健康政策課）

市内の医療機関等で働く意思のある看護学校等の学生に対し、修学資金として貸付を行い、市内の医療機関等における看護職の確保を図ります。

また、今般、看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）免許を持ちながら現在就業していない潜在看護師等の掘り起こし策として、就業の不安材料となる看護技術の研修を実施する等の再就業支援を行うとともに、就職説明会を同時に開催することにより、市内医療機関等に就業する看護職の充足を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就業看護職員数	4,839人	4,928人	5,017人

14 介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施（介護保険課・地域包括ケア推進課）
【再掲】

高齢者人口の増加に伴い、訪問看護職員の需要も高まることが予想されます。

訪問看護職員の賃金改善及び募集に係る宣伝広告を実施するための経費を補助し、また看護師の研修や訪問看護の普及・啓発を実施することで、事業者の新規参入及び訪問看護職員の就業促進を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助対象常勤換算数	1,050人	1,050人	1,050人

○地域リハビリテーションの推進

15 地域リハビリテーションの推進（健康政策課・地域包括ケア推進課）

船橋市リハビリセンターにおいて、地域で生活しながらリハビリを行う方を対象にリハビリの総合的な提供を行っています。

介護予防を目的としたリハビリ事業に加え、リハビリテーション科の診療所及び訪問看護ステーションを運営し、地域で生活しながら継続してリハビリを行うことができる事業を実施します。

また、地域リハビリテーションの拠点事業として、研修等を通じて市内リハビリテーション事業者の育成や技術のレベルアップの支援、リハビリセンター利用者及びリハビリ関係者からの相談対応や啓発活動を行い、家族や医療・介護の専門家等がリハビリテーションの立場から協力しあう地域リハビリテーションの推進を支援します。

さらに、市内のリハビリテーション提供機関等を一覧にした船橋市在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション提供機関マップ（ひまわりマップ）を引き続き作成し、医療・介護の専門家等の連携を支援します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域リハビリテーション拠点事業 講演会・研修会（市民対象・リハビリ関係者対象）の開催回数	7回	7回	7回
訪問リハビリ提供施設数	15 施設	16 施設	17 施設

○歯科口腔保健の推進

16 訪問歯科診療の充実（健康政策課）

平成27年10月に指定管理を開始した「さざんか特殊歯科診療所」及び「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」において、訪問歯科診療及び在宅における口腔機能のリハビリテーションの充実を図るとともに、関係機関の周知可能な場所（研修会や事業等）の情報を集め、介護を必要とする高齢者の口腔ケア及び訪問診療を含む特殊歯科診療の重要性についての情報提供や診療所の周知を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問歯科診療事業件数 （さざんか・かざぐるま）	1,251 件	1,375 件	1,566 件

17 口腔保健支援事業の実施（健康政策課）

「歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等」を目的として、歯科医療従事者向けの口腔ケア講習会や一般市民及び多職種向けの講習会を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
口腔ケア講習会・市民講演会 開催回数	3回	3回	3回

